

(仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価 方法書に対する意見

赤：委員意見関連 青：市長意見関連 黒：事務局意見

1 事業特性

- 現在稼働中の廃棄物焼却施設が老朽化したことから、別の場所に廃棄物焼却施設を設置する計画（以下「新設施設」）である。【答申前文】
- 新設施設は、ストーカ方式を採用し、1日当たりの処理能力は156トン（78トン×2炉）である。【答申前文】
- リサイクル施設（1日当たりの処理能力は10トン）が廃棄物焼却施設と同一の工場棟内に設置され、粗大ごみ及び不燃ごみ等処理する。【答申前文】
- プラント排水及び生活排水は、下水排除基準を満足した上で下水道へ放流する。雨水排水は神崎川を經由し印旛沼に流入する。【答申前文】
- ごみ処理の過程で発生した熱は、蒸気、温水及び電気として、新設施設等で利用するとともに、余剰電力は売電する計画である。【答申前文】

2 地域特性

- 事業区域は、山林及び畑地に囲まれた台地に位置し、西側には谷津田が存在する。【答申前文】
- 事業区域は、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されている印旛沼流域に位置する。【答申前文】
- 関連性のある事業として、事業区域に隣接した西側に収集運搬車両の搬入道路が、また、印西地区環境整備事業組合（以下、事業者）が策定した「次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画」において、事業区域の周囲を取り囲むように「多機能な複合施設」や複数の「外部施設」が、新設施設と同時期の供用を目指し、それぞれ計画されている。【答申前文】
- 事業区域の近傍には、主要な景観資源である新川千本桜や人と自然との触れ合いの活動の場である印旛沼自転車道等が存在する。

- 事業区域の周辺には、住宅や保育園、教育関係施設等の環境の保全への配慮を要する施設が存在する。【答申前文】

3 事業計画

- 事業区域に隣接して太陽光発電所が設置されていることから、できる限り太陽光発電に影響が出ない新施設の配置を検討すること。【指導】
- 排ガス処理設備について、バグフィルタを設置する計画であるが、排ガスに含まれる大気汚染物質が自主規制値以下となることの妥当性を明らかにするとともに、必要に応じて他の排ガス処理設備の設置を検討すること。【答申1(1)】
- 事業区域は光化学スモッグ注意報の発令が比較的多い地域にあることから、光化学スモッグ注意報発令時における、窒素酸化物の低減対策を検討すること。【指導】
- 水質汚濁防止計画について、印旛沼に係る湖沼水質保全計画では、水質保全のための流出水対策として雨水浸透を促進していることから、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等について検討すること。【答申1(2)】
- 悪臭対策について、ごみに接触する設備を具体的に示すとともに、ごみピット以外の受入供給設備に係る悪臭対策を明らかにすること。また、臭気対策として清掃等による清潔保持を加えること。【指導】
- 休炉時に稼働させる脱臭装置は十分な能力のものを使用すること。また、炉稼働時でも臭気が外部漏洩しないよう、必要に応じて脱臭装置の稼働を検討すること。【指導】
- 余熱利用計画について、ごみの焼却過程で発生した熱を利用して発電する計画としていることから、可能な限り高効率な発電設備の導入を検討すること。【答申1(3)】
- 温室効果ガス削減計画について、電気自動車等の導入や廃棄物収集ルートの最適化など、二酸化炭素排出削減に必要な最大限の取り組みを検討すること。【答申1(4)】

4 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般

- 環境保全措置の実施の方法について、千葉県環境影響評価技術細目（以下「技術細目」）及び千葉県環境影響評価技術指針に係る参考資料（以下「参考資料」）を踏まえ、具体的に記載すること。**【指導】**

(2) 大気質

- 施工時に係る資材又は機械の運搬及び供用時の排出ガス（自動車等）について、予測で使用するバックグラウンド濃度を一般大気測定局（印西高花測定局）とするとされているが、より現地の実態を反映している現地調査結果を用いること。

【答申2（1）ア】

- 短期高濃度予測におけるダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時について、煙突や建物の形状、高さ及び位置を十分に考慮し、その発生状況を検討した上で、適切な手法により予測及び評価を実施するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討すること。**【指導】**

- 短期高濃度予測の対象について、大気不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時及びダウンドラフト時のそれぞれの事象の出現頻度を明らかにするとともに、事象ごとに高濃度となる煙源条件を検討すること。

【答申2（1）イ】

- 短期高濃度予測における特殊条件について、事業区域の北西部には高層建築物が存在しており、拡散が起こりにくい強安定時には、接地逆転層の上端が高層建築物より低くなるおそれがあることから、高層住宅等の高度を調査するとともに、大気安定度の出現頻度を踏まえ、接地逆転層非貫通時を追加すること。

【答申2（1）ウ】

- ばい煙又は粉じんの発生に係る評価について、千葉県環境目標値には短期的評価はないことから、評価基準から千葉県環境目標値を除くこと。**【指導】**

(2) 水質

- 水素イオン濃度の予測方法については、土壌沈降試験の結果は用いないことから、修正すること。**【指導】**

(3) 騒音及び超低周波音並びに振動

- 超低周波音について、1/3 オクターブバンド音圧レベルも調査するとともに、適切に予測及び評価すること。【答申2(2)ア】
- 超低周波音の評価について、「低周波音防止対策事例集」に記載されている参考値により評価するとしているが、参考値を具体的に説明すること。【指導】
- 現況の道路交通騒音レベルの調査は、既設道路端で実施する計画であることから、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」ではなく、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」を参照すること。【指導】
- 施設稼働による騒音の調査期間について、代表的な騒音の状況を把握できる平日の1日とされているが、技術細目における調査期間の考え方を踏まえ、設定根拠及びその妥当性を説明すること。【指導】
- 収集運搬車両による道路交通騒音及び道路交通振動の調査期間について、代表的な騒音及び振動の状況を把握できる平日の1日とされているが、車両が平日以外にも走行することから、平日以外にも調査を行うことを検討すること。【答申2(2)イ】

(4) 悪臭

- 施設の供用に係る悪臭の調査地点について、事業区域周辺における悪臭発生施設の立地状況を把握し、その影響を踏まえ設定すること。【答申2(3)ア】
- 煙突排出ガスからの影響について、ダウンウォッシュ、ダウンドラフト及び逆転層影響時の発生条件を考慮し予測するとされているが、大気不安定時及び接地逆転層非貫通時も考慮すること。【答申2(3)イ】

(5) 土壌

- 施工時における土壌調査について、施工時土壌調査（土壌汚染）の項目にダイオキシン類を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。【答申2(4)ア】
- 施工時における土壌の調査地点について、埋蔵文化財調査を行った区域を示すとともに、「土壌・地下水に係る調査・対策指針運用基準」等を参考に、調査地点設定の妥当性を明らかにすること。【答申2(4)イ】

- 施工時における土壌の調査手法について、既存の地質調査結果のうち使用する項目を具体的に記載するとともに、地歴の情報も踏まえて調査地点を設定すること。【指導】
- 施工時における土壌汚染の予測方法について、類似事例の参照にあたっては、本事業との類似性を明らかにするとともに、定性的な予測についてもできる限り具体的に記載すること。【指導】
- 施工時における土壌汚染の予測結果の整理に当たっては、技術細目に基づき行うこと。【指導】
- 施工時における土壌汚染の予測対象時期について、土壌の移動による環境影響が最大となる時期としているが、具体的に説明すること。また、現地調査の結果、土壌の汚染に係る環境基準を超過した場合は、汚染土壌の影響を考慮して予測時期を設定すること。【指導】

(6) 植物、動物及び生態系

- 事業区域に隣接して整備が計画されている搬入道路及び「多機能な複合施設」並びに「外部施設」が、事業区域内やその周辺の植物・動物・生態系に影響することを踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。【答申2(5)ア】
- 鳥類調査に係るラインセンサスルートやポイントセンサス地点について、調査地域内の南側には設定されていないが、この区域は畑地が優占しており、この環境に適応した鳥類が生息する可能性があることから、ラインセンサスルートやポイントセンサス地点を見直すこと。【答申2(5)イ】

(7) 温室効果ガス等

- リサイクル施設についても、温室効果ガスの排出源設備・活動が該当すると考えられることから、温室効果ガス排出量の算定対象とすること。【答申2(6)】
- 算定対象となる排出源設備・活動の項目について、予測対象時期が定常の稼働状態になってから1年間であるにもかかわらず、使用開始時や廃棄時も含められていることから、算定対象を改めて検討すること。【指導】

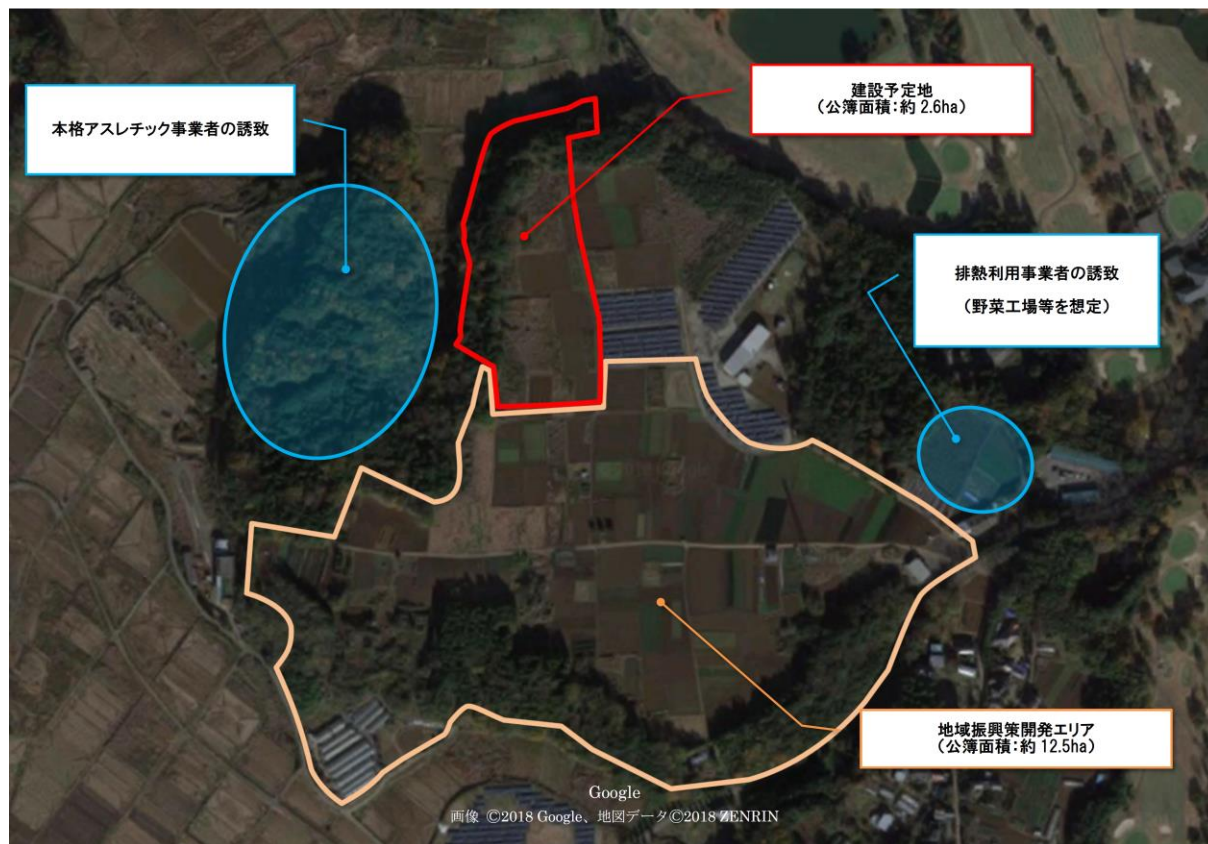
5 その他

- 土壌の状況に係る事業区域周辺の形質変更時要届出区域2箇所について、地番を記載し、届出区域の位置を明確にすること。【指導】

○事業者が計画している搬入道路及び「多機能な複合施設」並びに「外部施設」については、本事業における環境影響評価の対象には含まれないが、事業区域の周囲を取り囲むように計画されており、事業区域内やその周辺の植物、動物及び生態系に及ぼす影響が懸念されることから、本事業の環境影響評価の活用や自主的な調査の実施等により、できる限り環境影響の低減を図る必要がある。

以上

次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画における外部施設



『次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画 第1回変更』 p121 より抜粋